

議案第 87 号

沼田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

沼田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第4条第3項中「すべて暫定賦課に係る納期終了後」を「全て当該年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の沼田市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。